

# 「環境アセスメント士」 資格更新の手引き

《平成30年度》

## 【更新対象者】

- ・平成25年度 資格登録者
- ・平成25年度 資格更新登録者(一度更新をされ、5年を経過し、2回目の更新をされていない方)
- ・平成23、24年度 資格登録者(資格更新をされていない方)

## 【資格更新の条件変更】

- ・資格更新回数が3回目となられた場合は、所定のCPD単位取得を免除します。
- ・2部門登録者は、1方の更新時に一括更新を可能とします。
- ・65歳以上の方の更新料の減額

## 【資格更新申込み受付期間】

平成31年2月1日(金) ～平成31年4月30日(火)



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

「資格・教育センター」

平成 30 年8月

## 目次

1. はじめに	1
2. 資格の更新について	1
3. 資格更新の対象者	1
4. 資格登録が抹消された方	1
5. 資格更新の条件	1
(1) 所定の CPD 単位の取得	1
(2) 資格更新条件の変更(更新回数が3日目となられた方)	2
6. 2部門(生活環境部門、自然環境部門)取得者の更新について	2
7. 登録番号について	3
8. 資格更新の補助制度について	3
9. 資格更新申請に必要な書類	4
(1) 資格更新関係書類	4
(2) 資格更新手数料及び振込方法	4
(3) 資格更新申請書(様式-1)の記入内容	4
<様式1> 「環境アセスメント士」資格更新申請書(記入例)	6
10. 資格更新申請書の提出	7
11. CPD 単位の記録登録申請について	7
12. 資格の保留	8
13. JEAS-CPD 取得単位の確認方法	8
14. 変更届の提出について	8
15. 登録証、携帯登録証の再交付申請手続き	8
16. CPD記録の証明	8
<様式 更-02> JEAS-CPD 取得単位確認依頼書	9
<様式-03> JEAS-CPD 届出事項変更届	10
<様式-04> 登録証・携帯登録証再交付申請書	11
<様式-05> JEAS-CPD 記録 登録証明書発行願い	12

## 1. はじめに

「環境アセスメント士」認定資格制度は、平成17年度に創設され、今年で14年目に入りました。「環境アセスメント士」は常に新しい技術・知識を習得するとともに、保有する技術・技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養など継続教育による自己啓発に努める必要があります。資格登録の有効期限は5年間と定められており、資格更新に当たっては、「JEAS-CPD 制度」にもとづき、所定のCPD単位の取得が条件となっております。本「資格更新の手引き」は、資格更新手続きの方法や時期、資格更新条件となるCPD単位の取得などについてまとめています。資格の更新時期を迎える方は、本資料をご覧になり、更新の手続きをされますようお願い申し上げます。

## 2. 資格の更新について

「環境アセスメント士」の資格登録をされた方は、「環境アセスメント士」の名称を使って活動されてこられました。資格更新時期を迎えられ引き続き活動をされる場合は、(一社)日本環境アセスメント協会に資格の更新申請を行い、「登録証」の交付を受ける必要があります。

## 3. 資格更新の対象者

- ① 2013年度(平成25)に試験に合格・登録をされた方(登録番号が、H25で始まる方)
- ② 2006～2008年度(平成18～20年)登録者で、平成25年度に1回目の更新をなされた方(登録番号が、H18、H19、H20で始まる方で、平成25年度に更新)

<以下の方は、資格の保留状態となっておりますので、早めの更新をお願い致します>

- ③ 平成23、24年度に試験に合格・登録者で未更新の方  
(登録番号が、H23、H24で始まる方)
- ④ 2006年度、2007年度(平成18、19年度)に試験に合格・登録者で、平成24、25年度に1回目の更新をされた方で、平成28、29年度に更新をされなかった方。(登録番号が、H18で始まる方で、平成24年度に更新。登録番号が、H19で始まる方で、平成25年度に更新)

## 4. 資格登録が抹消となられた方

以下の方は、登録抹消となっております。

- 2005～2010年度(平成17～22年)に合格・登録をされ、一度も更新をされなかった方。  
(登録番号 H17～22で始まり、未更新の方)

\* ご自身の登録状況が不明な方は、事務局までお問い合わせください。

問い合わせ先 eメール : jeas-cpd@jeas.org

## 5. 資格更新の条件

「環境アセスメント士」が資格更新をするための条件は、次の通りです。

(1) 所定のCPD単位の取得

「JEAS-CPD 制度」にもとづき、5年間で250CPD単位以上の単位取得が必要です。

## (2) 資格更新条件の変更(更新回数が3回目となられた方)

更新回数が3回目となった方(登録番号の更新回数が「2」の方が3回目の更新を行う場合)については、所定のCPD単位の取得は免除致します。

<見直しの理由>3回目の更新者は、資格取得前の実務経験と合わせ、少なくとも18年以上の実務経験を有しており、CPDにおいても多くの実績を有している。このような実績を有している技術者については、新しい技術・知識の習得、保有する技術・技能レベルの維持・向上、倫理観の涵養等に対する意識も高いと認められ、更新時にCPD要件を課さないとしても継続的な自己研鑽が期待できる。以上により、3回目(以降)の更新者についてはCPD単位取得の要件を免除する。

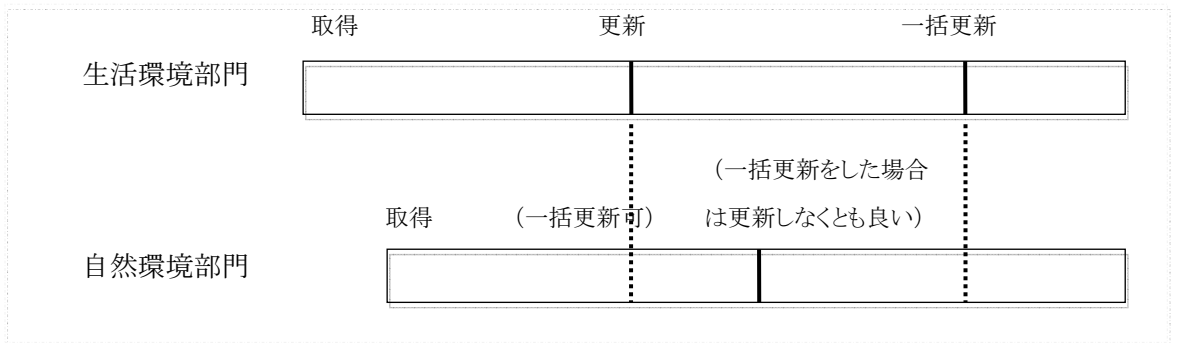
(7. 登録番号について、を参照して下さい)

## 6. 2部門(生活環境部門、自然環境部門)取得者の更新について(新たに設定)

① 2部門を取得されている方が資格更新を行う場合、一方の資格更新時に一括して更新が出来ます。更新時の手数料は、1部門のみで対応致します。

\* 但し、1部門が資格失効されている場合は、対象となりません。

<一括更新のイメージ>



### (参考1)

- イ) 平成19年度に、生活環境部門を取得。平成25年度に更新をした。次は平成30年度。
  - ロ) 平成21年度に、自然環境部門を取得。平成27年度に更新をした。次は平成33年度。
  - ハ) 平成30年度に、生活環境部門の2回目の更新を向かえる。
- ◎ 平成30年度の生活環境部門の更新と共に、自然環境部門も更新を行う事が出来ます。

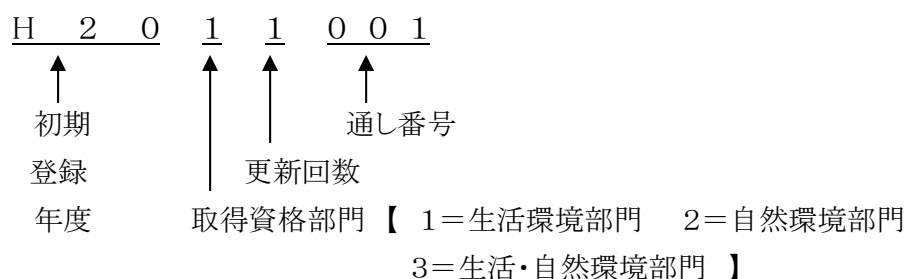
### (参考2)

- イ) 平成25年度に、自然環境部門を取得。平成30年度に更新を向かえる。
  - ロ) 平成27年度に、生活環境部門を取得。(更新は、平成33年度の予定)
  - ハ) 平成30年度に、自然環境部門の更新を向かえる。
- ◎ 平成30年度の自然環境部門の更新と共に、生活環境部門も更新を行う事が出来ます。

- ② 資格更新申請書には、登録部門として、3. 生活・自然環境部門に○をして下さい。
- ・両部門に登録をされていることを確認の上、更新受付を行い、対応致します。
  - ・更新後の、登録番号は変わります。最初に取得された登録番号に、新たな登録部門として「3」が付けられます。(1=生活環境部門、2=自然環境部門、3=生活・自然環境部門)
  - ・登録証には、「生活環境部門」、「自然環境部門」の両部門取得を併記致します。
- ③ その後の資格更新は、従来と同様の5年更新となります。
- ・資格申請の部門は、生活・自然環境部門となります。
  - ・資格更新の為の、CPD取得条件は変わりません。

## 7. 登録番号について

登録番号は以下の様に示しています。



## 8. 資格更新の補助制度について（「指定講習」、「指定論文」の実施）

資格更新の手続きとしては、5年間で250単位(年間50単位目標)のCPD単位の取得を条件とすることは従来通りであり、これが原則です。

しかしながら、CPDが取りにくいなどの要望があるため、5年間でCPD取得100単位(年間20単位目標)以上を満たした方には、「指定講習」又は「指定論文」を受け、審査に合格する事により、資格の更新を可能とする補助制度を実施しております。

実施は、**平成31年6月中頃を予定**しておりますが、詳細は別途 HP などで通知致します。HP への掲載は、4月中頃に行います。

「指定講習」、「指定論文」共に審査があり、審査に合格された方に、合格証をお渡し、改めて資格更新のご案内を致します。

新たな登録日は当該年度の4月1日となることをご承知おき下さい。

「指定講習」、「指定論文」は、有料(3,000円)となっております。

## 9. 資格更新申請に必要な書類

### (1) 資格更新関係書類

- ① 「環境アセスメント士資格更新申請書」(様式1) <別途ダウンロードして下さい>  
記入方法については、記入例を参照して下さい。
- ② 「証明写真」(2枚を上記①の申請書に貼付のこと)  
「カラー」あるいは「白黒」とし、無背景、脱帽・上半身で正面を向き、撮影後6ヶ月以内のもの。大きさは縦3cm×横2.5cmとします。裏面に氏名を必ず記入のこと。

- ③ 資格更新手数料の払い込み証のコピー  
コピーを上記①の申請書の裏面に貼付して下さい。  
インターネット等で振込をなされた方は、その旨を明記して下さい。

(2) 資格更新手数料及び振込方法

- ① 資格更新手数料 **15,000円**

**※ 但し、平成30年3月31日時点で満65歳以上となられる方の  
資格更新手数料は、3,000円と致します。**

- ② 振込先並びに口座番号

みずほ銀行 麹町支店(支店番号;021) 普通口座 口座番号 1026812  
一般社団法人日本環境アセスメント協会

- ・振込人を確認いたしますので、お名前を忘れずに入力して下さい。
- ・銀行振込の手数は、ご負担下さい。

(3) 資格更新申請書(様式-1)の記入内容

以下に示す必要項目を記入して下さい。

- ① 氏名 (申請者氏名にフリガナを附して下さい)
- ② 性別 (1、男性 2、女性)
- ③ 生年月日
- ④ 登録番号 (「環境アセスメント士」の登録番号を記入)
- ⑤ 登録部門 (登録されている部門を記入)
  - \* 両部門を取得している方で、一括更新を希望される場合は、  
3. 生活・自然環境部門に○をして下さい。
- ⑥ JEAS-CPD の取得時間を記入して下さい。  
既にお送りしております、JEAS-CPD 取得状況表を基に、取得時間を明記  
して下さい。(JEAS-CPD 登録をされた方には、JEAS-CPD 取得状況表をお送  
りしています) 取得時間が不明な方は、9 ページの取得単位の確認をご覧下さい。
- ⑦ 連絡先 (日中に連絡が可能な電話番号を記入)
- ⑧ eメールアドレス (連絡のみに使用しますので、出来るだけ記入して下さい)
- ⑨ 現住所 (アパート、マンション名、棟番号、部屋番号も記入)
- ⑩ 現住所の都道府県コード (表 1 を参照)
- ⑪ 勤務先
- ⑫ 勤務先の都道府県コード (表1を参照)
- ⑬ 勤務先の業種コード (表 2 を参照)

表 1:都道府県コード

1	北海道	11	埼玉県	21	岐阜県	31	鳥取県	41	佐賀県
2	青森県	12	千葉県	22	静岡県	32	島根県	42	長崎県
3	岩手県	13	東京都	23	愛知県	33	岡山県	43	熊本県
4	宮城県	14	神奈川県	24	三重県	34	広島県	44	大分県
5	秋田県	15	新潟県	25	滋賀県	35	山口県	45	宮崎県
6	山形県	16	富山県	26	京都府	36	徳島県	46	鹿児島県
7	福島県	17	石川県	27	大阪府	37	香川県	47	沖縄県
8	茨城県	18	福井県	28	兵庫県	38	愛媛県		
9	栃木県	19	山梨県	29	奈良県	39	高知県		
10	群馬県	20	長野県	30	和歌山県	40	福岡県	50	外国

表 2:業種コード

コード	業 種	コード	業 種
1	農業・林業・水産業 関係	9	シンクタンク等
2	建設業	10	建設コンサルタント業
3	製造業	11	環境調査・分析業
4	電気・ガス・熱供給・水道業	12	測量・地質調査業
5	情報通信業	13	官公庁・地方自治体、関連機関
6	運輸業・卸売・小売業	14	財団法人、社団法人、特定非営利活動法人 等
7	金融・保険業	15	その他
8	医療、福祉、教育、学習支援業		

一般社団法人 日本環境アセスメント協会 会長 殿

私は、下記確認事項を承諾のうえ、「環境アセスメント士」の資格更新を申請致します。

【確認事項】 貴協会が、下記の個人情報を本「申請」から「登録」までの手続きに利用すること、下記の個人情報をもとに、「環境アセスメント士名簿」を作成し、国・都道府県・市区町村・独立行政法人・公団・公益法人などの公的機関に公表することを承諾致します。なお、公表項目は、登録番号、氏名、現住所(都道府県のみ)、勤務先(所属先)、勤務先住所(都道府県のみ)とする。

※整理番号		申請年月日: 平成 31年 2月 1日	
① (フリガナ) カンキョウ アセス  氏名 環境 アセス  ⑤ 登録部門 ① 生活環境部門 2. 自然環境部門 3. 生活・自然環境部門		②性別  ① 男性 2. 女性	② 年月日  1. 大正 ②. 昭和 3. 平成 50年 7月 7日生 (満 40歳)
③ 録番号 <u>H2020xxx</u>	⑥JEAS-CPD 取得時間 <u>252</u> 単位	⑦連絡先(日中に連絡可能な電話番号) ① 携帯、2. 事務所の電話) 090— 0000—0000 ⑧eメールアドレス(連絡のみに使用します) jeas—jeas@jeas. ne. jp	
⑨現住所 〒102—0083 (フリガナ) トウキョウト チョダク 東京 都道 千代田 市区 府県 町村  Tel 03—3230—3583 (注;マンション・アパート名、棟番号、部屋番号も忘れずに記入して下さい)		⑩現住所 都道府県コード 1 3 3 ページ参照	
⑪勤務先 (フリガナ) エー カブシキカイシャ 名称 A 株式会社 〒 102—0092 (フリガナ) トウキョウト チョダク 東京 都道 千代田 市区 府県 町村		部・課 等 役職 カンキョウチョウサブ アセスメントカ カカリチョウ 環境調査部 アセスメント課 係長 Tel 03—3221—6731 マルチョウ 2-1 シカビル 7カ 〇町 2番 1号 資格ビル 7階 (注;建物名等も記入して下さい)	
		⑫勤務先 都道府県コード 1 3 3 ページ参照	
		⑬勤務先 業種コード 1 1 3 ページ参照	

写真貼付欄(写真2枚)

◆裏面に銀行振込書を貼付して下さい。

のりしろ	のりしろ

- 本人の顔写真(カラー又は白黒)を2枚、貼付して下さい。
- 縦 3.0cm×横 2.5cm(脱帽、正面上半身、無背景のもの)
- 撮影後6ヶ月以内
- 写真の裏面に氏名を記入して下さい。



## 10. 資格更新申請書の提出

### (1) 受付期間

**平成31年2月1日(金) ～ 平成31年4月26日(金)**

\* 平成31年3月15日(金)までに提出された方には、平成31年4月1日(月)に新たな登録書(携帯登録証を含む)をお送り致します。

平成31年3月15日(金)以降に申請された方には、手続きが完了次第、順次登録証をお送りさせていただきます。その際、新たな登録証は平成31年4月1日付けとなります事をご了承下さい。

### (2) 提出方法

資格更新申請書の提出は、当協会へ郵送でお願いします。

受付は、郵送のみです。出来るだけ簡易書留郵便でお願いします。

### (3) 提出先

〒102-0092

東京都千代田区隼町2番13号 US 半蔵門ビル 7階

(一社)日本環境セサメント協会 「資格・教育センター」

電話 03-3230-3583

## 11. CPD 単位の記録登録申請について

### (1) CPD 単位の記録登録申請

取得された CPD 単位は、「JEAS-CPD ガイドブック」にもとづき記録登録申請をして下さい。(ガイドブックは、協会のホームページよりダウンロードして下さい)

CPD の記録登録申請は随時受付けております。

CPD 単位の記録登録を申請されますと、登録後に登録状況表をお送りします。

登録完了までの期間は、おおよそ2週間となります。

### (2) 他機関で取得の CPD 単位の記録登録

「建設系 CPD 協議会」加盟団体など他機関で CPD 単位を取得された場合も、

「JEAS-CPD ガイドブック」に従って CPD 記録登録等を行なって下さい。

(建設系 CPD 協議会の URL:<http://www.cpd-ccesa.org/>)

「建設系 CPD 協議会」加盟団体の CPD 単位は相互認証しておりますが、集約された記録の登録は出来ませんので、ご注意下さい。

## 12. 資格の保留

### ① 資格登録の保留

- ・ 資格更新に当り、5年間で所定の CPD 単位数を取得できず、資格更新手続きがされなかった場合は、「資格登録保留者」として「保留者リスト」に登録し、「環境アセスメント士」の資格を停止します。
- ・ 保留による資格停止期間は、最大2年間です。
- ・ この間に所定の CPD 単位を取得して資格登録の申請を行わない場合は、保留の権利を失い、資格が失効致しますのでご注意下さい。

## ② 保留期間中の資格登録の申請

- ・ 保留期間中にCPD単位が所定の単位に達した場合は、当該年度末に資格登録の申請をすることが出来ます。手続き方法は、資格更新の場合と同じです。
- ・ 資格登録を申請し、認められた場合の資格登録の有効期間は5年です。

## 13. JEAS-CPD 取得単位の確認方法

取得されたCPDの記録内容は、当協会に登録して頂いておりますが、ご自身の「JEAS-CPD」の取得単位数が確認できない方は、<様式 更-02>「JEAS-CPD 取得単位確認依頼書」を使い、当協会事務局「資格・教育センター」に、eメールかFax、または郵送でお問い合わせ下さい。

折り返し、取得時間数をご連絡します。(出来るだけeメールでお願いします。)

◇問い合わせ先 eメールアドレス : jeas-cpd@jeas.org

## 14. 変更届の提出について

住所変更や、勤務地などが変更になられた方は、更新書類に合わせて、変更届の提出をお願い致します。用紙は、**様式-03**をお使い下さい。

- ・郵送で、当協会の「資格・教育センター」へお送り下さい。

## 15. 登録証、携帯登録証の再交付申請手続き

登録証および携帯登録証を汚損・紛失した場合には、「登録証・携帯登録証再交付申請書」(**様式-04**)と写真(たて3.0cm×よこ2.5cm)1枚に、再交付手数料を添えて当協会に提出して下さい。**登録証・携帯登録証の再交付手数料は5,000円です。**

申請書は、郵送で当協会に提出し、再交付手数料は、当協会の指定口座(P3 参照)へ振込して下さい。申請書に、振込証のコピーを添付して下さい。

## 16. CPD 記録の証明

CPD記録登録証明書が必要な場合は、「JEAS-CPD 記録 登録証明書発行願い」(様式-05)を提出して下さい。**登録証明書の発行手数料は、1部1,000円です。**支払い方法は、証明書と共に“郵便振込用紙”をお送り致します。

以 上

## JEAS-CPD 取得単位確認依頼書

一般社団法人 日本環境アセスメント協会  
「資格・教育センター」センター長 殿

「JEAS-CPD」取得記録単位を確認したいので申請します。

<申請者>

(フリガナ)

(1) 氏名 \_\_\_\_\_

(2) 資格登録番号 H \_\_\_\_\_

(3) 登録部門 1. 生活環境部門 2. 自然環境部門

(4) 登録確認期間 (西暦) \_\_\_\_\_ 年 月 ~ \_\_\_\_\_ 年 月 まで

(5) 確認資料送付先 (以下の、いずれかを選択して下さい)

① eメール メールアドレス

② FAX FAX番号

③ 郵送 〒 - TEL - -

住所

申請書送付先

eメール [jeas-cpd@jeas.org](mailto:jeas-cpd@jeas.org)

Fax 03-3221-6732

郵送 〒102-0092

東京都千代田区隼町2番13号 US半蔵門ビル 7F

(一社)日本環境アセスメント協会

「資格・教育センター」

TEL 03-3230-3583 又は 03-3221-6731

<様式—03>

## JEAS—CPD届出事項変更届

一般社団法人 日本環境アセスメント協会 会長 殿

「環境アセスメント士」登録事項に変更が生じたので、下記のとおり届け出ます。

(西暦) 年 月 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

日中連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(内容確認のため連絡することがあります)

**登録部門** \_\_\_\_\_

**登録番号** \_\_\_\_\_

変更事項を○で囲み、内容を具体的に記入して下さい。

変更事項	1. 現住所 2. 氏名 3. 所属先(会社、団体など) 4. 勤務先住所 5. その他 ( )	変更理由:
変更点	変更前:  変更後:	
備考		

注意)登録部門、登録番号は必ず記入してください。

○郵便、又はFaxにて、(一社)日本環境アセスメント協会「資格・教育センター」までお送り下さい。

<様式—04>

## 登録証・携帯登録証再交付申請書

一般社団法人 日本環境アセスメント協会 会長 殿

下記理由により「環境アセスメント士」の登録証・携帯登録証の再交付を申請致します。

(西暦) 年 月 日

〒

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印

日中連絡先電話番号 \_\_\_\_\_

(内容確認のため連絡することがあります)

**登録部門**

**登録番号**

変更事項を○で囲み、内容を具体的に記入して下さい。

1. 再交付申請理由	
2. 再交付申請証(○で囲む) 登録証 ・ 携帯登録証	
3. 汚損又は紛失した年月日 (西暦) 年 月 日	
4. 登録部門	
5. 登録番号	
6. 有効期限 (西暦) 年 月 日	
7. 生年月日(必須) (西暦) 年 月 日	
8. 資格取得年度 (西暦) 年 月 日	

○郵便にて、(一社)日本環境アセスメント協会「資格・教育センター」までお送り下さい。

<様式—05>

### JEAS-CPD 記録 登録証明書発行願い

一般社団法人  
日本環境アセスメント協会 会長 殿

下記内容にもとづき、JEAS-CPD 記録の登録証明書の発行をお願いします。

証明書使用目的*	
証明期間	(西暦) 年 月 日 から (西暦) 年 月 日 まで
部 数	

(注)\*印 証明書の使用先、必要理由等をお書き下さい。

(西暦) 年 月 日

申請者氏名:

住 所 :

電話番号 :

「環境アセスメント士」

登録番号 :



一般社団法人 日本環境アセスメント協会

JAPAN ASSOCIATION OF ENVIRONMENT ASSESSMENT

---

〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル7F

TEL:03-3230-3583 FAX:03-3230-3876

URL;<http://www.jeas.org>

◇ 「資格・教育センター」(Qualify & Education Center)

〒102-0092 東京都千代田区隼町2-13 US 半蔵門ビル7F

TEL:03-3230-3583 又は 03-3221-6731 FAX:03-3221-6732

E-mail ; [a-qec@jeas.org](mailto:a-qec@jeas.org) URL;<http://www.jeas.org>

2018.8